

つくしんぼ保育園 保護者会 会則

第1章 名 称

第1条 本会は「つくしんぼ保育園 保護者会」（以下「本会」という）と称し、事務局をつくしんぼ保育園（以下「本園」という）内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は会員相互の親睦と研修をはかり、よりよい保育ができるように協力することを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会の会員は、本園に在籍する乳幼児の保護者とする。

第4章 役員とその任務

第4条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局 2名
- (4) 運営委員 6名

第5条 各役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の総括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故等により任務が遂行できない場合は、その代理を務める。
- (3) 事務局は、本会の事務全般をつかさどり、会計事務の処理にあたる。
- (4) 運営委員は、本会の運営に関する事項を協議する。

第6条 本会の役員の任期は、1年とする。

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 役員は、毎年度始めの総会にて選出する。
- (2) 運営委員は、各クラスより2名選出する。
(ただし、各クラスの世帯の状況による。)
- (3) 会長、副会長、事務局は、役員で互選する。

第5章 会 議

第8条 会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 臨時総会
- (3) 運営委員会

第9条 総会は本会の最高議決機関であり、会員の3分の2以上の出席を要し、その決議は出席

者の過半数をもって可決とする。

第 10 条 総会は、年 1 回会長が招集する。

第 11 条 臨時総会は、運営委員会の承認を得て、会長が招集する。ただし、会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第 12 条 運営委員会は、会長、副会長、運営委員をもって構成し、会長が招集する。

第6章 会 計

第 13 条 本会の会計は、会費によって支弁する。

第 14 条 本会の会費の額は、毎年の総会によって決定する。

第 15 条 本会の予算は、運営委員会を経て総会で議決する。また決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

第7章 会計監査

第 17 条 本会に会計監査員を 2 名置く。

第 18 条 会計監査委員は本会の監査を行うとともに、その結果を総会に報告しなければならない。

第 19 条 会計監査員は年度始めの総会において選出し、その任期は 1 年とする。

第8章 細 則

第 20 条 本会の運営に関する必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を定める。運営委員会は、細則を制定、または改廃した場合は、その結果を時期総会に報告しなければならない。

第9章 改 正

第 21 条 この会則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得て、改正することができる。

付 則

この会則は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。